

和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会 令和2年度 第2回企画運営会議 議 事 録

開催日時：令和3年3月16日（火）15:00～17:00

場 所：和泉市人権文化センター大会議室

出席者：令和2年度和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会会員

(1) 学識経験者[特別会員A] (50音順、敬称略)

桃山学院大学社会学部 教授	巖 圭介
大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授	藤原 宣夫
大阪府立大学 名誉教授	増田 昇

(2) その他 前和泉市信太山丘陵保全・活用検討ワークショップ[※] 会員

[特別会員C] (50音順、敬称略)

田丸 八郎
三輪 健一郎
梁取 征弘

(3) [一般会員] (50音順、敬称略)

森井 豊

(4) 和泉市職員 [市側会員] (機構順)

和泉市環境産業部 環境保全課 課長補佐	関 憲司
同 同 自然環境係長	平田 裕樹
都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当 道路係 主任	奥野 泰史
生涯学習部 文化遺産活用課 課長	森下 徹
同 同 文化遺産活用係長	千葉 太朗
都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当課長	山抱 正嗣

(5) 事務局 和泉市職員 (機構順)

和泉市都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当 総括主幹	横田 伸二
同 整備係長	岩田 真知
同 緑化推進係 主任	野間口 知基
同 整備係 主任	村地 裕士
同 整備係 主事	加藤 拓斗
同 緑化推進係 主事	藤原 祥平

次 第

1. 開会

(1) 会長挨拶

2. 議事

(1) 報告事項

1) 12月～3月の活動報告

○活動概要報告……………(資料1)

○個別活動報告……………(資料2)

(2) 協議事項

1) 暫定利用について……………(資料3)

2) 令和3年度の基本・実施設計に向けた整備計画案……………(資料4)

3. その他

4. 閉会

上記2. 議事(1) 報告事項; 1) 「12月から3月の活動報告」について、資料1・2に基づき事務局(株式会社ヘッズ)より説明を行った。

また、議事(2) 協議事項; 1) 暫定利用について資料3に基づき事務局(株式会社ヘッズ)より説明を行った。

協議事項: 2) 令和3年度の基本・実施設計に向けた整備計画案については、資料4に基づき事務局(株式会社ヘッズ)より説明を行った。

議事内容

■報告事項

1) 12月～3月の活動報告について

○保全活動は順調に進められているようであるが、一度、草刈を実施したからといって、そのエリアは数年放置してよいというわけにはいかない。活動するエリアが増えれば増えるほど、継続して保全育成などの管理作業も増えることを認識して進めてほしい。

○湿地の保全活動について、本年度は一部であるが土を耕作する等のかく乱作業を行った。かく乱する際、土が掘り起こされてしまうので、慎重に作業を行わざるを得ず、あまり大規模に実施できない。

また、一部の湿地にはネザサの侵入が確認され、波板などで根の侵入を防ぐ必要があると考えており、来年度には実施したいと考えている。

○湿地 A に防水シートを敷設したことで、湿地の湛水状態が続き、問題になることはないか。

→防水シートの敷設にあわせて、オーバーフローした水が谷筋に流れるよう、水路をつくっている。先日の雨天後に確認したが、一定規模の湛水状態に保たれていた。

○湿地についてはわからないことが多いので、アダプティブマネジメントの観点から、小規模にかく乱を行い、その後の状況を確認し、また小規模にかく乱を繰り返すなど、少しずつ保全活動を進めていくしかないであろう。ネザサの侵入対策としてどれくらいの深さで波板を設置すればよいか。

→惣ヶ池湿地では 40～50 cm 程度で設置している。

○湿地について陸化が顕著に進んでいるということはないか。

→感覚的な報告となるが、調査の際に湿地の状態を見ていると、徐々に陸化は進んでいるように感じる。

○陸化について感じたことだが、湿地 I に泥がたまり、以前と比べて水量が少なくなっていると思う。以前と比較して頻繁に泥上げを行っていることから実感できる。

■協議事項

1) 暫定利用について

○暫定利用について気を付けていただきたいことだが、柵内の立ち入りの可否について明記する必要がある。リンドウ、キキョウなどの植物の採取の禁止など、注意喚起をサイン等で明記する必要がある。

ただし、調査やプログラムなどで昆虫や植物の採集などを実施するケースもあるので、明記の仕方を検討する必要がある。

- まず、原則立ち入り禁止にしておけば、山野草を踏み荒らさないように明記しなくてもよい。次に昆虫採集などについてであるが、調査やプログラムで昆虫や植物を採取することもあるので、全面禁止にせず、むやみに持ち帰らないようにしてくださいという表記になると思う。今後、小学校の環境学習の利用が進めば、学校に標本やサンプルを持ち帰るケースはあるかもしれない。
- 植物についてもすべて採取禁止ということではなく、和泉市の希少な植物は採取しないでください等の表現が必要ではないか。
- 暫定利用について、散策のことが明記されているが、通り抜けはできるのか。
→信太5号線沿いを通り抜けられるように園路を設定している。また、惣ヶ池湿地にもアクセスできるようになっている。
- 立ち入り許可に関する要綱について、立ち入り目的が明記されていない。このため、「第6条(1)の立ち入り目的に違反したとき。」の項目が成立しない。目的には保全活動に役立つようなものや環境学習プログラムなどを行う場合などの利用について許可する旨を明記する必要がある。
→目的については、すぐに追記を行うようにする。
- 東側エリアの暫定利用は、西側エリアと違って、まだ、あと2年も通り抜けができないということではどうか。東側エリアの面積は大きいので、令和5年くらいには暫定利用を目指せないか。
→トラックの通行があり危険であるということや、仮設のロープ柵及びサインの設置などの利用受け入れのための施設整備の目途がたっておらず、そのあたりを明確にしてから取り組むべきであると考えている。
- 保全活動ミーティングでは、令和6年度に一部開園するので、東側エリアの暫定利用がなぜ必要なのかという意見も出た。
- 理由として、市は税金を使って用地を取得しており、早く市民にその利益を還元する必要がある。近年、社会資本の整備の観点から、用地取得を行い、整備完了まで用地を放置しておくという事はあり得ない状況になっている。散策路だけでもいいので、暫定利用を進められないか。
- 暫定利用について、活動に参加するみなさんも、早く多くの市民に利用してほしいという「思い」は同じである。ただ、今の段階で、信太山丘陵里山自然公園のことを知らない方々が利用することで、自然環境が荒れてしまう恐れがあることや、現在の、協議会の会員数では、西側エリアで行っている仮設の柵や案内板の設置を、すぐに東側において取りかかることはできな

いという実情もあり、当面は現在の許可制を進めることとなった。

- そのような状況であれば、公共の先行投資ではできないのか。例えば施設整備だけではなく、自然観察会等のプログラムの回数を増やして、東側エリアをより多くの市民に知ってもらうようにすることが考えられる。
- その場合、協議会が主催して、市民を呼び込むことが必要である。多くの市民にPRすることで、活動に取り組んでいるみなさんのモチベーションもアップし、それが、東側エリアの仮設の柵やサインの設置につながるようになると思う。
- 観察会の回数を増やすことについて、ファンクラブが月2回実施されているものを協議会の開催という事業で進めてはどうか。
また、東側エリアにおける主要な園路の暫定利用は、仮設柵をつくって通行できるようにすることや、希少な自然を守るという対策を合わせて行うことで実現できると思う。東側は西側とは状況が異なると考えている。
- 協議会としてはこれまで年2回開催していたプログラムを、開園前からより多くの市民を受け入れたいという「思い」を周知するためのプログラムとして実施することで、これまでとは異なる利用（暫定利用）のPRにつながるのではないかと。このため、スケジュールについて、東側は暫定利用の早期化に向けて検討を継続するということを明記していただきたい。

2) 令和3年度の基本・実施設計に向けた整備計画案について

- 信太5号線の整備スケジュールを説明いただきたい。
→来年度に工事着手を予定しており、陰涼寺までの間 延長約660mを令和3.4.5年の3か年かけて整備完了する予定である。令和3年度は、鶴山台側から工事に入っていく予定であるが、道路用地の一部が文化財の包蔵地に指定されているので、まずは、文化財調査を実施した後、R3年、R4年の2カ年で、現道と計画道路が交錯する箇所を越えて、現在、活動で駐車スペースとして使用している乗入口を少し越えた付近まで整備を行い、暫定的に供用を開始しながら、残りの区間をR5年度に整備していく予定である。
R3年、R4年工事では、現道の計画道路が交差する箇所があるなど、一時的な通行止めが避けられないところもあるが、今後、警察や地元と協議調整を進め、その内容、期間等が決まった段階で、改めて周知、情報共有を図ることを考えている。
- 前回の企画運営会議の意見にあった、車道舗装への排水性舗装の適用の可否や、歩道のカラー舗装化について回答いただきたい。
→まず、車道舗装への排水性舗装の適用の可否について、再度、内部でも検討を行っているが、

排水性舗装の適用実績の多くは、高速道路や幹線道路など大型車の交通量が多い重交通道路となっている。この条件下でも要求性能を満たすよう設計されているが（高粘土のアスファルトを使用するなど）、同時に非常にグレードの高いものになっており、信太5号線への適用について、低騒音性といった利点があるが、経済性、交通量などの現場状況からみて難しいものと考えている。

→次に歩道のカラー舗装化についてであるが、公園等で良く使用されるベンガラ舗装を例としてコスト比較を行っているが、通常の黒舗装と比べて約3倍のコスト増となることから、経済性の面で採用が難しい状況である。ただし、当該道路の計画では、過年度から道路排水を極力、広く分散させようといった意見もあり、降雨時には、雨水が舗装面下に浸透する透水性舗装を採用するよう検討を行っている。

○道路照明について、防犯灯などが設置されるということであるが、公園の照明計画は検討されているのか。

→拠点施設や駐車場周辺については、照明の設置検討を予定しているが、主園路沿いなどには照明を設置しない予定である。

○どのような照明を検討するのか照明計画についても事業・計画ミーティングで協議する必要がある。また、全面開園の時に関連してくる人の侵入を防止する湿地の防護柵についても、今後の課題として検討が必要であると考ええる。

→湿地に関して、ロープ柵や木道の設置については、検討を行った。

○整備計画案については、今後の検討課題は何かということを明記する必要がある。照明計画や湿地の防護柵などが今後の大きな検討課題である。

○拠点施設については、間取り以外に、利用イメージが共有できていないと、内装や設備などの設計につながらないので、今後、事業・計画ミーティングで検討していきたい。

○資料全般に協議事項として何を合意し、何が検討課題であるのかを明記しておく必要がある。

具体的には、P2の暫定利用に関する仮設の柵や仮設のサインについては、既に活動で整備がはじまっているので合意することとする。

P3の一部開園時について、主園路の舗装については、3タイプを比較した結果、自然色アスファルト舗装で合意したことを明記する。

ただし、副園路については、現状の山道のままでは洗堀が進む恐れがあるので、検討課題としては明記しておく必要があるのではないかと。西側エリアについても惣ヶ池湿地につながるルートには副園路の洗堀対策について検討の余地があるのではないかと。

P4のサイン計画であるが、全面開園時には、階段、急こう配などを明記するなどバリアがどこにあるのか利用者に示しておく必要がある。

→誘導サインを設置し、そのなかでバリアに関連する情報を明記する予定である。

○事業・計画ミーティングにおいて、信太5号線沿いの横断防止柵やサインは、場所と機能は合意しているが、写真に示されているモノは、イメージということで合意している。

○P6の拠点施設については、規模、間取りについては確定であるが、利用イメージについては検討を行うこと。

○拠点施設の設計はどのような手順で進めるのか。今後、協議会での意見を盛り込めることは可能か。

→来年度に、入札により業者を選定したうえで、具体的な設計を検討する予定である。

○拠点施設の間取りについては、これまでの事業・計画ミーティングの中で何回も話し合ってきた。我々が考えた間取り、イメージした外装で設計することが基本だと思う。

○拠点施設の設計については、事業・計画ミーティングで検討した内容をベースに検討を深めることでよいか。

→その方向で考えている。

○P7については、アリアケスミレの移植で植生の再生を図ることや、アラカシ林の密度は完全遮蔽型ではなく、草原が見える本数を残すこととする。

○P8の設備計画の中で、照明について今後、事業・計画ミーティングで検討することとする。

○湿地の防護柵は、いずれ検討する必要があるが、どのタイミングで検討する必要があるのか。これは、東側エリアの暫定利用にも関連してくることである。

○まず、湿地の保全・保護計画が立案されるまで、整備方針など検討できない状況である。他の事例になるが、絶滅危惧1類の生息する湿地に、高さ3mの柵を設置し、立ち入り禁止をしているものもある。本当にそれで良いのか公園協議会でも議論が必要であると考え。公園協議会でも少し勉強しないとイケない。急に議論をはじめてもなかなか方針はまとまらないと思う。

○例えば貴重な植物を増殖させる手法を確立できれば、柵を設置しなくても良いと考えられるが、まだ少し時間がかかると思う。

○P8の湿地Jに示されているエリアや記号は何か。

→木道や人止め柵である。

■その他

○広報は大きな活動の形態であり、手法だけでなく、どんなコンテンツを開発し、誰が広報するかが重要である。事務局が業務の中で行うケースや、活動の中で広報部会などを立ち上げ広報展開していくケースがある。

○事業・計画ミーティングでは、広報内容に関する意見は出るが、コンテンツの開発まではなかなか難しい。当面、作業は事務局で行うことになると思う。

○以前公園全体で名称について検討したが、暫定利用が始まる西側は、もう少し詳細に名称を検討する必要がある。

以上